

第三次宜野湾市教育振興基本計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、「第三次宜野湾市教育振興基本計画策定支援業務」の委託先を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定める。

※本プロポーザルは、令和 7 年度の予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業である。市議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

2. 業務の内容等

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 業務委託名 | 第三次宜野湾市教育振興基本計画策定支援業務委託 |
| (2) 業務概要等 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (3) 業務委託期間 | 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| (4) 提案事業の上限額等 | 総額 9,895,000 円（消費税及び地方消費税を含む） |

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。提案にあたっては上記金額を越えないものとする。

3. 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市または県内の市町村において、計画策定等の類似業務実績を有すること。また、市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更について、柔軟な対応ができる能力を有すること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。また、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立又は破産手続中でない者であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又はそれらの利益となる行動を行い、若しくはそのおそれのある団体等でないこと。

- (8) 代表者（法人にあっては、その役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者、その他団体にあっては、その代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等でないこと。
- (9) 合同企業体（JV 等）での応募は受け付けないものとする。

4. 企画提案書等の提出書類

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式 1）（直近の納税証明書※ 1 を添付すること）
- ② 企画提案書提出届（様式 2）
- ③ 企画提案書（任意様式とし、(2) 企画提案書の内容のとおり作成すること）
- ④ 会社概要（様式 3）
- ⑤ 業務経歴書（様式 4）
- ⑥ 業務の実施体制（様式 5）
- ⑦ 配置予定者調書（管理責任者）（様式 6-1）
- ⑧ 配置予定者調書（担当者）（様式 6-2）
- ⑨ 見積書※ 2（任意様式により費用内訳を記載し、1 ページで作成）

※ 1 法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人県民税、法人市町村民税（応募事業者が複数の市町村に事業所を有する場合、宜野湾市若しくは本店のある市町村の納税証明書のみを提出するものとする）、消費税及び地方消費税。

※ 2 見積書については、本業務委託を実施するにあたっての一切の費用を積算し、各経費は税抜き価格（円単位）とし、別途消費税額を併記すること。

(2) 企画提案書の内容

作成様式	A 4 横書き・両面とする。ただし、図表等については、必要に応じ A 3 折り込みは可とする。
字体等	12 ポイントを標準とする。
内容	「仕様書」を踏まえ、下記の内容について順に構成すること。 ① 業務の実施方針および業務フロー ② 業務の実施体制および業務スケジュール※（別紙）受託者スケジュール案を確認すること。 ③ 具体的提案 ④ 市民参画の考え方や手法等
ページ数	上記内容について、表紙及び目次を含めて 20 ページ以内とする。

(3) 提出期限及び部数

提出様式	提出期限	提出部数
・プロポーザル参加表明書（様式1） ・会社概要（様式3） ・業務経歴書（様式4） ・業務の実施体制（様式5） ・配置予定者調書（様式6-1） ・配置予定者調書（様式6-2）	令和7年1月27日（月） 17時必着（持参又は郵送）	1部
・企画提案書提出届（様式2） ・企画提案書（任意様式） ・見積書（任意様式）	令和7年2月3日（月） 17時必着（持参又は郵送）	10部（原本 1部、写し 9部）

※企画提案書提出届以下の書類については、様式順に長辺2か所とじとし、連番でページ番号を付すこと。

※提出期限を過ぎたプロポーザル参加表明書、企画提案書等は審査対象外とする。

※応募後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を令和7年2月3日（月）までに提出すること。

提出先：〒901-2203 沖縄県宜野湾市字野嵩 730 番地

宜野湾市教育委員会 教育部 教育総務課 大島・東江 宛

(4) 質問書（様式8）

- ・受付期間 令和6年12月24日（火）から令和7年1月15日（水）12：00まで
- ・受付方法 電子メールにて送信（送信先：Kyoiku05@city.ginowan.okinawa.jp）
- ・送付件名 【質問書】宜野湾市教育振興基本計画策定支援業務委託のプロポーザルに係る資料

※なお、電子メールの送信後に電話で連絡し、到達確認を行うこと。

電話番号：098-892-8280

電話受付時間：閉庁日を除く9：00～12：00、13：00～17：00

- ・回答日時 令和7年1月20日（月）12：00までに回答予定
- ・回答方法 受付した質問に対して、令和7年1月20日（月）12：00までに宜野湾市ホームページで質問内容と併せて全てまとめたものを公表する。その際、質問者の情報は一切公表しない。また、個別での回答もしない。

5. 企画提案書等の審査方法

(1) 審査の方法

審査にあたっては、プレゼンテーション（非公開）を実施する。なお、応募者多数の場合

は書類審査により 3 者程度を選考し、プレゼンテーションを実施する。書類審査の結果については、追って通知するとともに、選考内容については公表しないものとし、選考結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

(2) 審査項目

提出された企画提案書については、選定委員会において以下の視点で審査を行い、最も優れた企画提案を選定する。

- ・業務の実施方針および業務フロー（委託内容への理解度および手順の的確性）
- ・業務の実施体制および業務スケジュール
（人員の適切な配置および業務スケジュールの実現性）
- ・提案内容（実現可能な効果的な提案、その他独自提案）
- ・市民参画の考え方や手法等（市民のニーズが把握できる提案となっているか）
- ・プレゼンテーション（説明の的確性や業務全般への理解度）
- ・業務実績（同種業務および類似業務の実績）
- ・配置予定者の経験および能力（同種業務および類似業務の実績）
- ・市内企業に対する評価
- ・提案見積価格に対する評価

(3) プレゼンテーションの実施について

①日時及び会場

日時：令和 7 年 2 月 17 日（月）予定

会場：宜野湾市教育委員会内

※詳細な時間、場所については、別途通知する。

②実施時間

プレゼンテーションは 1 事業者 20 分以内（準備時間は別途 5 分以内）とし、質疑応答 10 分程度とする。

※必要な機材は、基本、事業者が用意すること。ただし、本市にてプロジェクターは手配可能（メーカー等詳細は、後日お知らせいたします）なため、必要な場合は、事前に報告すること。

③出席者

1 事業者 3 名以内とし、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

④その他

プレゼンテーション当日の追加資料及び内容変更については認めない。

(4) 選定方法

①提出された企画提案書、その他書類等及びヒアリングの内容を総合的に判断し、最高得点をつけた委員数が多い事業者を選定する。1 位が複数あった場合は、合計点数が最も高い第 1 順位受託候補者とする。

合計点数が最も高い第 1 順位受託候補者が複数あった場合は、2 番目に高い点数をつけた委員数が多い第 1 順位受託候補者を選定する。

②選定審査の基準点数は、総合点数の6割以上とする。

③プロポーザル参加者が1者の場合においてもプレゼンテーションを実施し、②の基準を満たす事業者であることを確認し選定する。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、選定結果通知書を送付し、ホームページにて公表する。

なお、選定結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

6. 委託契約

最も優れた企画提案を行った者を第1順位者とする。原則第1順位者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。

ただし、宜野湾市と第1順位者との間で、委託内容の協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と委託契約を行う。

7. スケジュール（予定）

項 目	日 付
プロポーザル実施の公告（公表）	令和6年12月24日（火）
質問書の受付期間	令和6年12月24日（火）から 令和7年1月15日（水）12：00まで
質問書の回答	令和7年1月20日（月）12：00まで
プロポーザル参加表明書等受付期間	令和6年12月24日（火）から 令和7年1月27日（月）17：00まで
企画提案書等の提出期限	令和7年2月3日（月）17：00時まで
書類審査の結果通知および プレゼンテーション日時通知	令和7年2月7日（金）
プレゼンテーションの実施日	令和7年2月17日（月）予定
選定結果通知	令和7年2月18日（火）予定
受託予定者との事前協議	令和7年2月下旬
委託契約締結	令和7年3月中旬

8. 留意事項

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出された企画提案書等について、後日、市から疑義照会を行う場合がある。

(3) 企画提案書は、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果品の一部を求めるものではない。実施要領に記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

- (4) 企画提案書作成のために市から提供されたすべての書類は、他に使用してはならない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載がある場合、提出された書類を無効とし審査対象から除外する。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する諸費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (7) 参加を辞退したものは、これを理由として以後の選定等において不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (8) 第1受託候補者の決定後、契約締結までの間に契約候補者が3に規定する応募資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことができるものとする。
- (9) 応募者は書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (10) 提出された企画提案書の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとする。ただし、本市が本委託に関し必要と認める場合は、無償で使用するものとする。
- (11) 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、特段の定めがある場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、その使用の責は、使用した応募者が負う。
- (12) 個人情報を取り扱う業務については、再委託をできないものとする。

9. 担当部署

宜野湾市教育委員会教育部教育総務課教育企画係

担 当：大島、東江

住 所：宜野湾市字野嵩 730 号

電話番号：098-892-8280（直通）

FAX 番号：098-892-0116

E-mail: Kyoiku05@city.ginowan.okinawa.jp